

一の二 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第9号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同令第00条の規定による書面の交付 (一) 一の16の(一)若しくは(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくは二、16の2の(一)若しくは(二)、17の2の(一)若しくは(三)、21の(一)若しくは(三)、22の(一)若しくは(三)、23の(一)若しくは(三)又は30の(一)の許可に係るもの (二) 一の16の(三)の(1)若しくは(2)のイ若しくはハ又は16の2の(三)、17の2の(一)、21の(一)、22の(一)、23の(一)若しくは(四)又は30の(一)の許可に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
二 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 略 2 同法第7条の規定による地区編入についての承認 (国有土地に係るものに限り。) 3~18 略 19 同法第6条第1項の規定による施行地区内における土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築等の許可 20 同法第6条第2項の規定による施行者の意見の聴取 21 同法第6条第4項の規定による土地の原状回復等の命令 22~25 略 25の2 同法第119条第1項の規定による市町村負担金の徴収 26~29 略							○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 総合事務所長 地方県土整備局長
三 都市公園法 (昭和51年法律第79号)に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略 4 同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可 5 同法第9条の規定による都市公園の占							○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長
一の二 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第9号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 同令第00条の規定による書面の交付 (一) 一の16の(一)若しくは(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二) 一の16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
二 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)に基づく知事の権限に属する事務 (市町村長に委任したものを除く。)	1 略 2 同法第7条の規定による地区編入についての承認 (国有土地に係るものに限り。) 3~18 略 19 同法第6条第1項の規定による施行地区内における土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築等の許可 20 同法第6条第2項の規定による施行者の意見の聴取 21 同法第6条第4項の規定による土地の原状回復等の命令 22~25 略 26~29 略							○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
三 都市公園法 (昭和51年法律第79号)に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略 4 同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可及びその内容の変更の許可 5 同法第9条の規定による都市公園の占							○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長 中部総合事務所長

																				西部総合事務 所長	地方県土整備 局長	
	6	同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一) 三の四の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	7	同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 三の四の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	8~10 略																					
四	鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可																	中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
	2 略																					
	3	同条例第8条第4項の規定による使用料の減免 (一) 三の四及び四の1の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	4	同条例第8条第5項ただし書の規定による使用料の返還 (一) 三の四及び四の1の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	5	同条例第9条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
四	鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可																	中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
	2 略																					
	3	同条例第8条第4項の規定による使用料の減免 (一) 都市計画課の項の三の四及び同項の四の1の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	4	同条例第8条第5項ただし書の規定による使用料の返還 (一) 都市計画課の項の三の四及び同項の四の1の許可に係るもの																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長
		(二) (一)以外のもの																				
	5	同条例第9条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令																		中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	地方県土整備 局長

	6 同条例第10条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち三の四の許可又は三の七の(一)若しくは四の五の措置の命令に係る届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
四の二 略											
四の三 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第7条第2項の規定による広告物等の除却等の措置									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第7条第3項及び第4項の規定によるはり紙等の除却									○	総合事務所長 地方県土整備局長
五 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同条例第7条の3第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同条例第8条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同条例第9条の2の規定による許可の取消し									○	総合事務所長 地方県土整備局長
	4 同条例第9条の3第1項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査									○	総合事務所長 地方県土整備局長
六 駐車場法(昭和22年法律第106号)に基づく知事の権限に属する事務(町村の区域に係るものに限る。)	1 同法第12条の規定による路外駐車場の設置及び変更に係る事項の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同法第13条第4項の規定による管理規程に定めた事項の変更の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	4 同法第14条の規定による路外駐車場の供用の休業止及び再開の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	5 同法第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	6 同条例第10条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち都庁直轄の工場の三の四の許可又は同項の三の七の(一)若しくは同項の四の五の措置の命令に係る届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
四の二 略											
四の三 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第7条第2項の規定による広告物等の除却等の措置									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	2 同法第7条第3項及び第4項の規定によるはり紙等の除却									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
五 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同条例第7条の3第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	2 同条例第8条の規定による広告物等の除却、改修、移転その他の措置の命令									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	3 同条例第9条の2の規定による許可の取消し									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
	4 同条例第9条の3第1項の規定による必要な報告及び資料の提出の要求並びに立入検査									○	総合事務所長 県土整備局長 地方県土整備局長
六 駐車場法(昭和22年法律第106号)に基づく知事の権限に属する事務(町村の区域に係るものに限る。)	1 同法第12条の規定による路外駐車場の設置及び変更に係る事項の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同法第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同法第13条第4項の規定による管理規程に定めた事項の変更の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	4 同法第14条の規定による路外駐車場の供用の休業止及び再開の届出の受理									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	5 同法第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査									○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長

の (一)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
29 略											
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川法の項の一の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
31 同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で工作物の一部の使用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除却等の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で30の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
33 略											
34 同法第34条第1項の規定による流水の占用等の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で流水の占用の許可に係るものうち特定水利使用に係るもの (三) 流水の占用の許可に係るものうち(一)及び(二)以外のもの (四) (一)から(三)まで以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
35~61 略											
62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20の(二)、23の(二)、24の(二)、25又は26の(二)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(二)により許可したものに係るもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
の (一)以外のもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
29 略											
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川法の項の一の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
31 同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で工作物の一部の使用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除却等の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で30の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
33 略											
34 同法第34条第1項の規定による流水の占用等の権利の譲渡の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で流水の占用の許可に係るものうち特定水利使用に係るもの (三) 流水の占用の許可に係るものうち(一)及び(二)以外のもの (四) (一)から(三)まで以外のもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
35~61 略											
62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20の(二)、25又は26の(二)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(二)により許可したものに係るもの										○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長

		(一)及び(二)以外のもの	○																	局長
63 略																				
64	同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
65	同法第80条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
66	同法第80条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
67	同法第80条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
68及び69 略																				
二 略																				
二の二 鳥取	1 同条例第3条の規定による流水占用料等徴収条例(平成22年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
三 河川法施	1 同規則第4条の規定による工事等の完了の検査																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
四 略																				
五 河川附帯	1 同令第2条の規定による附帯工事の施行についての通知																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	2 略																			
	3 同令第4条第1項の規定による附帯工事計画の通知																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
4 略																				
	5 同令第6条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一) 4の(一)により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	6 同令第8条の規定による附帯工事に係る工作物の芳 離ぎ																			総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長

7及び8 略										
五の二 略										
六 海岸法に										
17	同法第7条第1項又は第37条の4の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用の許可(一) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
18	同法第8条第1項又は第37条の5の規定による土石の採取等の許可								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
19及び20 略										
21	同法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による国等の占有等の協議(一) 17の(一)又は18に係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
22	同法第11条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による占用料及び土石採取料の徴収								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
23	同法第12条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等(一) 17の(一)又は18により許可したものに係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
24及び25 略										
26	同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの								○	総合事務所の長 地方県土整備局長

7及び8 略										
五の二 略										
六 海岸法に										
17	同法第7条第1項又は第37条の4の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用の許可(一) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
18	同法第8条第1項又は第37条の5の規定による土石の採取等の許可								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
19及び20 略										
21	同法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による国等の占有等の協議(一) 17の(一)又は18に係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
22	同法第11条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による占用料及び土石採取料の徴収								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
23	同法第12条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等(一) 17の(一)又は18により許可したものに係るもの								○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
24及び25 略										
26	同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの								○	総合事務所の長 県土整備局長 地方県土整備局長

		(二) (一)以外のもの														局長	
27及び28 略																	
29	同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等															○	中務総合事務 所長 西務総合事務 所長 地方県土整備 局長
30 略																	
31	同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設の立入検査															○	中務総合事務 所長 西務総合事務 所長 地方県土整備 局長
32	同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 26の(一)により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの															○	総合事務所長 地方県土整備 局長
33 略																	
34	同法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管(同法第27条の8において準用する場合を含む。)															○	総合事務所長 地方県土整備 局長
35 略																	
35の2	同法第28条第1項の規定による市町村の負担金の徴収															○	総合事務所長 地方県土整備 局長
35の3	同法第28条第2項の規定による市町村の負担金の金額についての市町村の意見の聴取														○		
36～39 略																	
40	同法第35条第2項(同法第27条の8において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収															○	中務総合事務 所長 西務総合事務 所長 地方県土整備 局長
41～43 略																	
七	鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)に基づく知事の権限に属する事務															○	中務総合事務 所長 西務総合事務 所長 地方県土整備 局長
八	鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務															○	中務総合事務 所長 西務総合事務 所長

	び5又は6により 処分したときに係 るもの (二) (一)以外のもの								地方県土整備 局長
	17 同法第37条第2項 の規定による市町村 長から要請があった 場合の認可採掘計画 の変更の命令等の措 置								総合事務所長 地方県土整備 局長
	18 同法第43条の規定 による国又は地方公 共団体の行う協議								総合事務所長 地方県土整備 局長
一の二 鳥取 県採掘採取 条則(平成 15年鳥取県 条例第73号)に基づく 知事の特権 に属する事 務	1 同条例第8条の規 定による指導								総合事務所長 地方県土整備 局長
	2 同条例第1条に規 定する採掘認可の公 表								
二 採石法(昭 和25年法 律第291号)に基づく 知事の特権 に属する事 務	1~4 略								
	5 同法第33条の規定 による岩石の採掘計 画の認可 (一) 砕石以外の用 に供する岩石の採 取計画で採取区域 が1ヘクタール未 満のものに係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長 地方県土整備 局長
	6 同法第33条の5第 1項の規定による岩 石の採取計画の変更 の認可 (一) 5の(一)によ り認可したものに 係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長 地方県土整備 局長
	7 同法第33条の5第 2項の規定による岩 石の採取計画の変更 の届出の受理								総合事務所長 地方県土整備 局長
	8 同法第33条の5第 4項の規定による氏 名等の変更の届出の 受理								総合事務所長 地方県土整備 局長
	9 同法第33条の6の 規定による市町村長 の意見の聴取								総合事務所長 地方県土整備 局長
	10 同法第33条の6の 規定による市町村長 への通報 (一) 5の(一)又は 6の(一)により処 分したときに係 るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長 地方県土整備 局長
	11 同法第33条の9の 規定による認可採取 計画の変更の命令 (一) 5の(一)又は 6の(一)により認 可したものに係 るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長 地方県土整備 局長
	12 同法第33条の10の 規定による岩石の採								総合事務所長 地方県土整備 局長

	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	5 同条例第8条の規定による現行制限行為を行っている者からの届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	6 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為についての協議						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	7 同条例第10条第2項の規定による採取料等の減免						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	8 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	9 略									
	10 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
七 鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び住所等の変更の届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	2 同規則第10条の規定による制限行為等の許可に基づく地立を承継した者からの届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備局長		
	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	5 同条例第8条の規定による現行制限行為を行っている者からの届出の受理							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	6 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為等についての協議 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	7 同条例第10条第2項の規定による採取料等の減免 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	8 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	9 略									
	10 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収							○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長	
	七 鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務									
	1 同規則第9条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び住所等の変更の届出の受理								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	2 同規則第9条の規定による制限行為等の許可に基づく地立を承継した者からの届出の受理 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの								○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長

八 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 略							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	3~7 略								
	8 同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	9 同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議					<input checked="" type="checkbox"/>			
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等					<input checked="" type="checkbox"/>			
	12 略								
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令					<input checked="" type="checkbox"/>			
	15~21 略								
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略								
	3 同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	4 同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可						<input checked="" type="checkbox"/>		
	4の2 同法第7条第4項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為についての国等との協議							<input type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
	5 同法第8条第1項							<input checked="" type="checkbox"/>	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備 局長
(一) 1の(一)又は2の(二)に係るもの									<input checked="" type="checkbox"/>
八 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 略								<input type="checkbox"/>
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置								<input type="checkbox"/>
	3~7 略								
	8 同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同項第3号又は第5号に係るもの (二) (一)以外のもの							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議					<input checked="" type="checkbox"/>			
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの					<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等					<input checked="" type="checkbox"/>			
	12 略								
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令					<input checked="" type="checkbox"/>			
	15~21 略								
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略								
	3 同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可 (一) 同項第2号に掲げる行為に係るもの (二) (一)以外のもの					<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 同法第8条第1項							<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	積が90,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								地方県土整備局長								県土整備局長 地方県土整備局長
10	同法第16条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の許可 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
11	同法第16条第3項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の届出の受理 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
12	同法第16条第4項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の協議 (一) 9の(一)で協議したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
13	同法第17条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の届出の受理 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
14	同法第17条第2項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の検査 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
15	同法第17条第2項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の完了の検査証明の交付 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
16	同法第19条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○								総合事務所長 地方県土整備局長	○							総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長

	17	同法第20条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可の取消し等 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	18	同法第20条第3項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可の取消し等に係る標識の設置 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	19	同法第21条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の土地の立入り検査 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	20	同法第22条の規定による土砂災害特別警戒区域内の開発行為の許可を受けた者からの報告の取扱い等 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
	21	同法第25条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等への土砂災害防止等のために必要な措置の勧告 (一) 7の(一)で許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所の 県土整備局長 地方県土整備局長
十一	鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に係る事務	1	鳥取県補助金事業補助金に係る事務						○	総合事務所長 地方県土整備局長
空 港 三 港 湾 課	一及び二 略	1 略								
三	港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく知事の権限に属する事務	2	同法第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域又は公共空地の占用等の許可 (一) 次掲げるもの（鳥取港及び田後港に係るものに限る。） (1) 工作物の設置を伴わないもの及び廃設の工事用施設その他の時的な占用に	○					○	鳥取港湾事務所長
空 港 三 港 湾 課	一及び二 略	1 略								
三	港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく知事の権限に属する事務	2	同法第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における公共空地の占用等の許可 (一) 次掲げるもの（鳥取港及び田後港に係るものに限る。） (1) 工作物の設置を伴わないもの及び廃設の工事用施設その他の時的な占用に	○					○	鳥取港湾事務所長

<p>係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)まで掲げて掲げるもの(鳥取巻及び田後巻に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの</p>				<p>○ 中府総合事務所長 西府総合事務所長</p>		<p>係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)まで掲げて掲げるもの(鳥取巻及び田後巻に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの</p>				<p>○ 中府総合事務所長 所県土整備局長 西府総合事務所長 所県土整備局長</p>
<p>3 同法第37条第3項の規定による国等の行う水域又は公共空地の占用等についての国等との協議 (一) 空巻巻帯の項の三の(一)により許可したものに係るもの (二) 空巻巻帯の項の三の(二)により許可したものに係るもの (三) 空巻巻帯の項の三の(三)により許可したものに係るもの</p>				<p>○ 鳥取巻帯事務所長 中府総合事務所長 西府総合事務所長</p>		<p>3 同法第37条第1項の規定による巻帯区域内又は巻帯隣接地域内における水域の占用等の許可 (一) 次に掲げるもの(鳥取巻及び田後巻に係るものに限る。) (1) 工作物の設置を伴わないもの及び河川の工事用施設その他一時的な占用に係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)まで掲げて掲げるもの(鳥取巻及び田後巻に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの</p>				<p>○ 鳥取巻帯事務所長 中府総合事務所長 所県土整備局長 西府総合事務所長 所県土整備局長</p>
4 略						5 略				
5 略						6 略				
6 略						7 略				
7 略						8 略				
8 略						9 略				
9 略						10 略				
10 略						11 略				

<p>のに係るもの (二) 空母艦隊の 項の五の1の(二) により許可したも のに係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二) 以外のものうち 港務法施行規則(昭 和61年鳥取県規 則第2号)第3条 第1項第1号から 第3号及び同条第 2項第1号の規定 によるもの</p> <p>(四) (一)、(二)及 び(三)以外のもの</p>									○	<p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>のに係るもの (二) 空母艦隊の 項の五の1の(二) により許可したも のに係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二) 以外のもの</p>									○	<p>中部総合事務 所長 所長 西部総合事務 所長 所長</p>
<p>3 同条第8条の規 定による港務艦隊の 原状の回復の指示 (一) 鳥取港及び田 後港に係るもの (二) (一)以外のも の</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>3 同条第8条の規 定による港務艦隊の 原状の回復の指示 (一) 鳥取港及び田 後港に係るもの (二) (一)以外のも の</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長 所長 西部総合事務 所長 所長</p>
<p>4 同条第9条第1 項の規定による法令 等の違反の場合にお ける港務艦隊の使用 の許可の取消し等 (一) 空母艦隊の 項の五の1の(一) により許可したも のに係るもの (二) 空母艦隊の 項の五の1の(二) により許可したも のに係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二) 以外のもの</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>4 同条第9条第1 項の規定による法令 等の違反の場合にお ける港務艦隊の使用 の許可の取消し等 (一) 空母艦隊の 項の五の1の(一) により許可したも のに係るもの (二) 空母艦隊の 項の五の1の(二) により許可したも のに係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二) 以外のもの</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長 所長 西部総合事務 所長 所長</p>
5及び6 略											5及び6 略										
<p>7 同条第11条第2 項の規定による港務 艦隊の原状の回復の 検査 (一) 鳥取港及び田 後港に係るもの (二) (一)以外のも の</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>7 同条第11条第2 項の規定による港務 艦隊の原状の回復の 検査 (一) 鳥取港及び田 後港に係るもの (二) (一)以外のも の</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長 所長 西部総合事務 所長 所長</p>
<p>8 同条第12条第2 項の規定による占用 料等の免除 (一) 空母艦隊の 項の三の2の(一) 又は2の(二)によ り許可したものに 係るもの (二) 空母艦隊の 項の三の2の(二) 又は2の(一)によ り許可したものに 係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二) 以外のもの</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>8 同条第12条第2 項の規定による占用 料等の免除 (一) 空母艦隊の 項の三の2の(一) 、3の(一)又は3 の(二)により許可 したものに係るも の (二) 空母艦隊の 項の三の2の(二) 、3の(二)又は3 の(一)により許可 したものに係るも の (三) (一)及び(二) 以外のもの</p>									○	<p>鳥取港務事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長 所長 西部総合事務 所長 所長</p>
9 略											9 略										
<p>10 同条第13条第2 項の規定による占用 等の原状の回復の検 査</p>											<p>10 同条第13条第2 項の規定による占用 等の原状の回復の検 査</p>										

